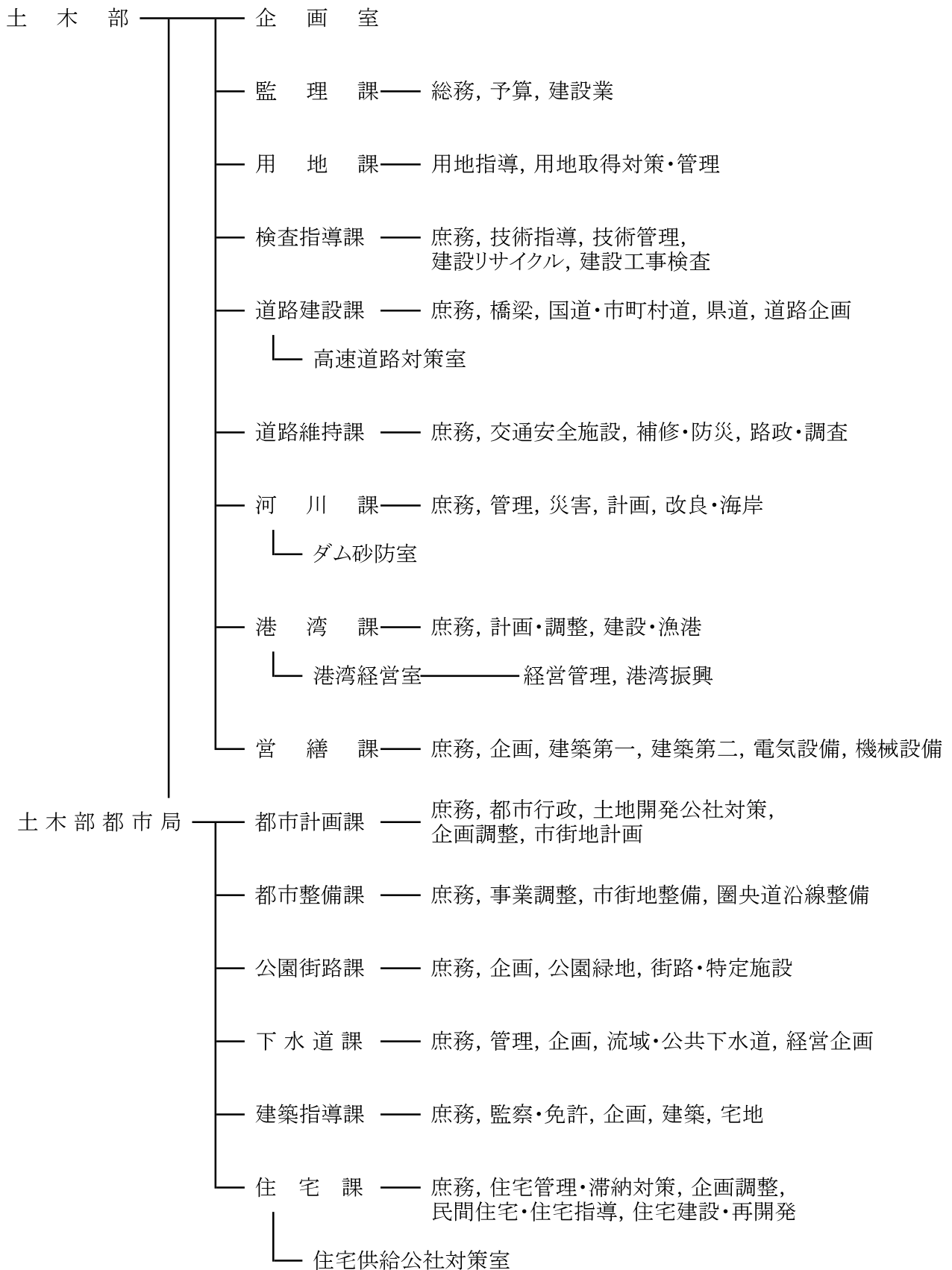


I 組 織 と 予 算

I - 1 土木部行政機構

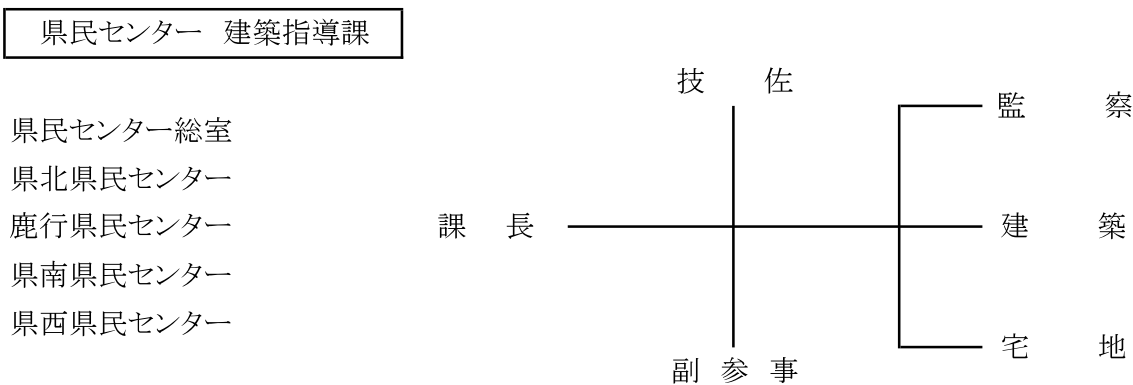
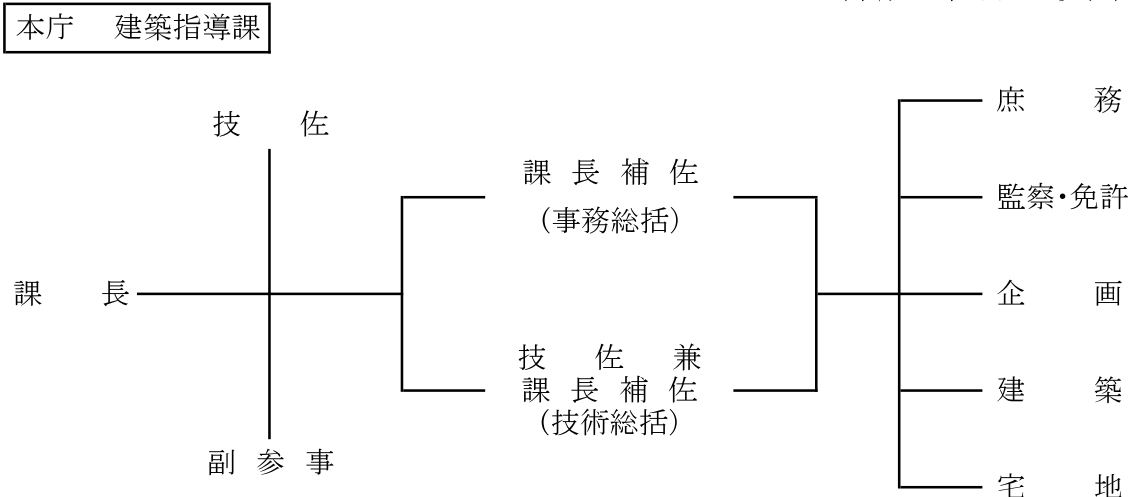
I - 1 - 1 土木部行政機構図

(平成23年4月1日現在)



I-1-2 建築指導課行政機構図

(平成23年4月1日現在)



特定行政庁

水戸市	都市計画部建築指導課
日立市	都市建設部建築指導課
土浦市	都市整備部建築指導課
古河市	都市計画部建築指導課
高萩市	建設経済部建設課
北茨城市	都市建設部都市計画課
取手市	建設部建築指導課
つくば市	都市建設部建築指導課
ひたちなか市	都市整備部建築指導課

I - 2 職員数

I - 2 - 1 建築関連課所別職員数

(平成23年4月16日現在)

課・所名		職 種 事務	技 術					一般 職計	技労	合計	
			土木	建築	機械	電機	化学				計
本 序	建築指導課	10	1	13		1		15	25		25
	住 宅 課	22	2	13		1		16	38		38
	営 繕 課	3		15	5	6		26	29		29
	監 理 課	22	8	1				9	31		31
	検査指導課	6	16	3				19	25		25
	都市計画課	6	12	1			1	14	20		20
	小 計	69	39	46	5	8	1	99	168	0	168
県 民 セ ン タ ー	県央・建築指導室	2	1	6				7	9		9
	県北・建築指導課			3				3	3		3
	鹿行・建築指導課	1	1	8				9	10		10
	県南・建築指導課	2	4	10				14	16		16
	県西・建築指導課	4	3	8				11	15		15
	小 計	9	9	35	0	0	0	44	53	0	53
計		78	48	81	5	8	1	143	221	0	221

I-3 事務分掌

I-3-1 本庁建築指導課事務分掌

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

- 1 建築に関すること。
- 2 建築士に関すること。
- 3 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の施行に関すること。
- 4 風致地区内における建築行為等の規制に関すること。
- 5 宅地開発に関すること。
- 6 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為等の規制に関すること。
- 7 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の施行に関すること。
- 8 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）の施行に関すること。
- 9 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく浄化槽の設置に関すること（特定行政庁の権限に係るものに限る。）。
- 10 個人施行者及び市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業に関すること。
- 11 がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。
- 12 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良宅地の認定に関すること。
- 13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく通知、要請、指導及び助言（県民センター総室及び県民センターで行うものを除く。）並びに計画及び計画の変更の認定に関すること。
- 14 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく届出の受理並びに指導及び助言に関すること（県民センター総室及び県民センターで行うものを除く。）。
- 15 茨城県景観形成条例に基づく届出の受理並びに指導及び助言に関すること。（都市計画課の所管に係るもの並びに県民センター総室及び県民センターで行うものを除く。）。
- 16 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の施行に関すること。
- 17 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 8 年条例第 10 号）に基づく届出の受理並びに指導及び助言に関すること（県民センター総室及び県民センターで行うものを除く。）。

I - 3 - 2 出先の事務分掌

出 先 機 関

- 1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による建築物の確認及び許可，特殊建築物等の定期報告の受理及び審査並びに違反建築物に対する指導，取締りに関すること。
- 2 建築士及び建築士事務所の取締りに関すること。
- 3 宅地建物取引業者の取締りに関すること。
- 4 風致地区内における建築行為等の規制に関すること。
- 5 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 156 号）による工事審査に関すること。
- 6 建築動態調査に関すること。
- 7 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関すること。
- 8 浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関すること（特定行政庁の権限に係るものに限る。）。
- 9 租税特別設置法に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関すること。
- 10 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく通知，要請，指導及び助言に関すること。
- 11 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく届出の受理並びに指導及び助言に関すること。
- 12 茨城県景観形成条例に基づく届出の受理並びに指導及び助言に関すること。
- 13 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。
- 14 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による届出の受理並びに指導及び助言に関すること。
- 15 建設工事に係る資材の分別解体等及び再資源化に関すること。

I-4 管轄区域

I-4-1 建築指導行政管轄区域図 (H23.4.1現在)



I-4-2 県民センター（建築指導課）の位置及び管轄区域等

事業所名	所在地	管轄(施行)区域	面積	人口
県民センター 総室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県庁舎1階 電話 029-301-4784	水戸市, 笠間市, ひたちなか市 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村	km ² 1,144	人 721,257
北 県民センター	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内 電話 0294-80-3344	日立市, 常陸太田市, 高萩市 北茨城市, 常陸大宮市, 大子町	km ² 1,652	人 383,671
行 鹿 県民センター	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内 電話 0291-33-4113	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市	km ² 755	人 276,469
南 県民センター	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内 電話 029-822-8519	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, かすみがうら市, 稲敷市, つくばみらい市, 阿見町, 美浦村, 河内町, 利根町	km ² 1,514	人 997,964
西 県民センター	〒308-8510 筑西市二木成615 筑西合同庁舎内 電話 0296-24-9149	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町	km ² 1,031	人 566,833

(注)人口は、平成24年9月1日現在、茨城県統計課調による。

面積は、平成23年、全国都道府県市町村別面積調(国土地理院)による。

I-5 予算

I-5-1 建築指導行政予算・決算の推移

上段 最終補正予算額

下段 決算額

(単位:千円)

年度	19	20	21	22	23
建築指導課計	906,588	933,408	622,574	515,835	507,623
	896,401	912,179	608,583	504,450	500,106
建築基準法施行費	638,843	659,103	303,795	281,410	254,221
	630,315	651,412	293,839	274,988	248,791
建築士法施行費	3,236	2,980	2,473	2,057	1,683
	2,898	2,932	2,178	2,029	1,574
開発許可等施行費	29,204	30,103	30,145	29,387	26,812
	28,936	28,647	29,001	27,354	25,490
宅地建物取引業法 施行費	9,824	9,649	10,033	9,649	9,652
	9,298	9,443	9,741	9,603	9,527
都市再開発事業費	267	1,259	201	171	124,256
	61	1,229	201	160	124,255
建築物等調査費	1,254	1,265	1,180	1,130	1,226
	1,254	1,265	1,180	1,130	1,226
がけ地近接危 険住宅移転事業費	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
建築防災事業費	222,691	227,608	273,523	187,754	89,567
	222,370	215,810	271,219	184,909	89,037
社会福祉対策費 (地域福祉推進費)	45	35	26	27	30
	45	35	26	27	30
土木職員研修費	0	32	53	53	0
	0	32	53	53	0
一般管理費	10	124	2	125	0
	10	124	2	125	0
事務雑費	1,207	1,250	1,143	552	176
	1,207	1,250	1,143	552	176
高齢福祉対策費	7	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
環境保全対策費	0	0	0	3,520	0
	0	0	0	3,520	0

I - 6 附属機関

法令によるもの

I - 6 - 1 茨城県開発審査会

任期 H22. 8. 1 ~ H24. 7. 31

目的	都市計画法に規定する開発行為等に関する意見具申及び同法第50条1項に規定する審査請求に対する裁決		
根拠法令	都市計画法 第78条		
所管課	都市局建築指導課		
委員	構成区分	委員名	役職名
	法律	大津晴也	弁護士
	経済	中川喜久治	土浦商工会議所副会頭
	経 (農 業) 済業)	根本進	茨城県土地改良事業団体連合会専務理事
	都市計画	大村謙二郎	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	建築	所英雄	前 一般財団法人 茨城県住宅管理センター理事長
	公衆衛生	伊東良則	(社)茨城県医師会常任理事
	行政	鶴田亮子	元 茨城県自治研修所所長

I - 6 - 2 茨城県建築審査会

任期H22. 10. 1～H24. 9. 30

目 的	建築基準法に規定する例外許可に関する同意, 同法第94条の裁決及び同法施行に関する重要事項の調査審議		
根 拠 法 令	建築基準法 第78条		
所 管 課	都市局建築指導課		
委 員	構成区分	委 員 名	役 職 名
	法 律	水 口 二 良	弁護士
	建 築	柴 恭	(社)茨城県建築士会会長
	経 済	小 川 俊 明	茨城県商工会議所連合会専務理事
	建 築	柳 下 文 江	建築士
	都 市 計 画	山 形 耕 一	茨城大学名誉教授
	公 衆 衛 生	石 渡 勇	(社)茨城県医師会副会長
	行 政	渡 邊 洋 子	筑西市代表監査委員

I - 6 - 3 茨城県建築士審査会

任期H22.9.22～H24.9.21

目 的	二級建築士, 木造建築士試験に関する事務及び二級建築士, 木造建築士又は建築士事務所の懲戒処分に係る審議	
根 拠 法 令	建築士法 第28条	
所 管 課	都市局建築指導課	
委 員	委 員 名	役 職 名
	横須賀 満 夫	(社)茨城県建築士事務所協会会長
	中 崎 妙 子	(社)茨城県建築士会まちづくり委員会委員
	篠 根 玲 子	(社)茨城県建築士会まちづくり委員会委員
	早 川 富二雄	(社)茨城県建築士事務所協会常務理事
	高 槻 一 雄	(社)茨城県建築士会常務理事
	高 橋 優	(社)茨城県建築士事務所協会理事
	春 田 茂 桂	(財)茨城県建築センター代表理事